

ヒバクシャ国際署名長野県推進連絡会は2020年までに県民の過半数の署名を目標に取り組んでおり、加盟団体として協力する。あずみの里裁判は今年判決が見込まれているが無罪を勝ち取るための支援を行っていく。

(6) 憲法の平和主義や国民の権利を守る

与党が改憲に必要な議席数を保有している中で、憲法改正が現実味を帯びている。これまでも憲法9条の解釈改憲ともいえる安保関連法、共謀罪法などが成立したが、極めて違憲性の高い内容でかつ度重なる強行採決で国会運営上も問題がある。保険医協会では人命を守る医師として戦争行為は容認できず、平和を守ることが医師・歯科医師の社会的使命として、平和憲法の本質や生存権など国民の権利が侵されることのないよう、発言をしていく。

2. 会員の身近な相談と実利、実益を守る活動

(1) 審査・指導、経営税務、法律など個別相談活動

診療報酬改定に対する疑問、日常的な保険請求や審査、指導など会員からの相談に迅速、的確に対応するとともに、情報共有のため長野新聞等を通じて会員へフィードバックする。経営、税務や法律問題は顧問税理士、顧問弁護士と連携して対応する。

(2) 共済活動

開業医共済休業保障の制度充実に向けて、本年度の新規加入者の目標を20名以上とする。団体契約によるスケールメリットを活かした保険医年金とグループ保険の制度の維持、発展のために生命保険会社と協力して普及に

あたる。共済加入のしおりの最新版を作成し、宣伝物の充実をはかる。

(3) 学術研究会・各種講習会の企画

日常診療の向上や開業医の専門性を高めるための学術研究会を県内各地で開催できるよう企画する。また、審査・指導対策、経営・雇用管理、医療安全対策、医事紛争対策といった内容の講習会を専門家の協力を得ながら実施する。

(4) 保険医協同組合活動との一体的活動

協会会員が母体である保険医協同組合の事業を多くの会員が利用するよう取り組む。開業相談や融資や各種共済制度などの紹介や各種セミナー開催のための支援及び会員参加を呼びかける。

3. 審査、指導・監査対策など医療機関の経営と医療を守る活動

(1) 審査強化への対応

歯科部会、保険委員会で返戻・査定事例について検討する体制を整え、審査情報を蓄積する。また、必要に応じて審査支払機関に改善を申し入れる。疑義解釈資料等を編集して請求事務のための情報を会員医療機関へ提供する。

(2) 保険医への指導・監査の改善を求める

指導・監査の情報を収集して会員へ提供する。今年度は関東信越の保険医団体に厚生労働省要請を行い、その結果をもとに今後の指導の運用上の改善要求を絞り込む。また、健康保険法改正研究会の提言について学習、研究し、本会としての指導大綱・監査要綱の抜

決 議

- 一、既に自助の限界を超えている患者窓口負担を大幅に軽減すること
- 一、初・再診料などの基礎的技術料を中心に診療報酬を大幅に引き上げること
- 一、応能負担の原則に基づき、税や保険料負担の不正をただし、国の責任で社会保障充実の財源を確保すること
- 一、患者のフリーアクセスと自由開業医制を保障し、かかりつけ医以外の受診に制限を加える制度は導入しないこと
- 一、医療への消費税はゼロ税率として、消費税非課税の矛盾を解消すること
- 一、個人情報保護の観点から個人番号と保険証の一体化や医療情報の民間活用をしないこと
- 一、原発に依存しないエネルギー政策に転換し、原発の再稼働はせず、廃炉に向けた政策を確立すること
- 一、国連で採択された核兵器禁止条約を速やかに批准すること
- 一、国民がやっと手に入れた国民権、基本的人権、平和主義をないがしろにする憲法の改正を行わないこと

本改正をまとめる。個別指導時の弁護士帯同については本年度も一定の費用援助を行う。

(3) 消費税ゼロ税率要求運動、税務調査から会員を守るための活動

消費税率10%への引き上げを前に、保団連の損税実態調査などに協力しながら社会保険診療報酬へのゼロ税率適用に向けた運動を強める。また、社会保険診療の事業税非課税や租税特別措置法26条の存続・恒久措置化を引き続き要望する。

税務調査対策として国税局交渉なども視野に県内医療機関への税務調査の実態把握に努める。

(4) オンライン資格確認の導入などへの対応

厚労省は2020年8月から本格稼働

が予定されている医療保険のオンライン資格確認について、現在世帯単位となっている被保険者番号を個人単位とする方針を表明している。オンラインでの資格確認はマイナンバーカードの電子証明書を保険医療機関・薬局の窓口で読み取り、即時にオンラインで支払基金・国保中央会に資格情報を照会・確認する仕組みとされる。また、それとは別に医療機関同士や介護施設との連携のために「地域医療連携用ID」(仮称)の創設も検討されている。医療情報のICT化が進むが、医療情報の保護の問題やカードリーダーの導入やレセコン改修などで医療機関に費用負担が強いられることになる。これらへの運動対策をすすめる。

(5) 患者からのクレーム対応の相談支援

患者から、理不尽な要求や脅しや暴言について、相談が寄せられることがある。ケースによっては専門家と連携して相談対応をしている。引き続き患者とのトラブルやクレーム対応の支援をすすめるとともに、実践的な講習会を企画する。

(6) 医療事故調査制度における医療機関への支援

医療事故調査制度については2017年3月に日本医療安全機構が報告書をまとめているが、2015年10月～2016年12月までの累計で487件の報告があり、長野県の報告は5件であった。診療科別・病床規模別の報告件数をみると、無床診療所は5件(内科3、整形外科1、ペインクリニック1)、有床診療所では14件(外科1、泌尿器1、産・産婦12)といった結果であった。なお、2017年12月までの報告累計は857件である。機構からは現

【4面に続く】

富国生命保険相互会社

松本支社

〒390-0874
 松本市大手二丁目一八
 TEL 〇二六三―三三一―九四九

太陽生命保険株式会社

公法人部

〒一〇三―〇〇二七
 東京都中央区日本橋二丁目一―二
 TEL 〇三―三七二―六〇四二

三井生命保険株式会社

松本支社

〒390-0874
 松本市深志一丁目一―昭和ビル9階
 TEL 〇二六三―三四―三五八五

日本生命保険相互会社

本店公務部

〒五四一―八五〇―
 大阪府中央区今橋三丁目五―十二
 TEL 〇六―六二〇九―六一八八

祝・長野県保険医協会第39回定期総会

順 不 同

WS2017-902 (H30.3.6)